

エヌ・シティ東自治会
会員各位

令和8年3月29日
エヌ・シティ東自治会
会長 富川 夕起久

2026 年度通常総会の議案について

エヌ・シティ東自治会の会員の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また平素より自治会の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

早いもので 2025 年度の自治会活動もまもなく 1 年を迎え、4月26日（日）に 2026 年度の通常総会を開催する運びとなりました。

この通常総会では例年通りの議案の他に、3件の議案を上程する予定です。

以降にその内容を記しますので、通常総会での審議に先立ってご確認いただきたく存じます。

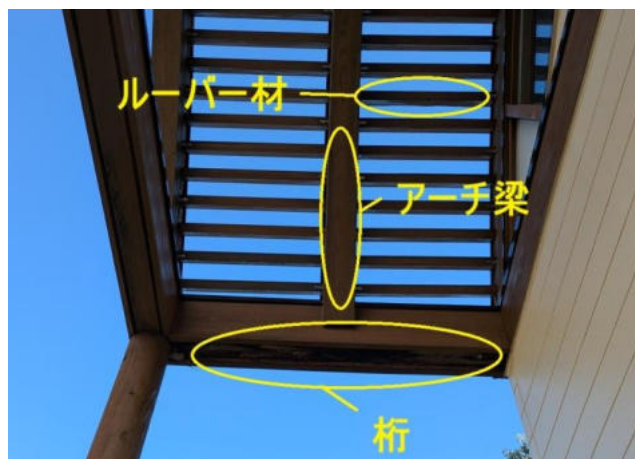
1. 自治会館外部アーチ部と支柱の撤去工事について
2. 会則の条番号と付則の書式の整理について
3. 会員資格に関する会則改正について

2と3は共に会則改正の議案ですが、2の議案は賛成だが3は反対という考えの方もいらっしゃると思われるので、別々の議案としました。

この資料をご一読の上、総会当日もご持参くださいますようお願いいたします。

自治会館外部アーチ部と支柱の撤去工事について

昨年9月頃に自治会館外部アーチ下の桁（写真参照）の化粧板が落下する事故が発生し、多摩ニュータウンサービス（以下、多摩NS）に点検を依頼した結果、桁とアーチ梁に腐食が見つかり、早急な対処が必要との報告を受け、今年1月に鉄パイプ等による補強工事を行いました。この他にも、以前に補強工事をしたルーバー材を含め将来的に交換など対応が必要とされています。



補強工事後の現状

これに伴い、多摩NSに交換の場合と撤去の場合の工事の見積もりを依頼しました。その内容は以下の通りとなります。

1. 交換の場合

多摩NSではアーチ梁の交換工事はできないため、ルーバー材の交換と桁の鉄板補強だけの内容で見積もり金額は135万円。多摩NSの見解ではアーチ梁のような弧を描いた木材は特注になり入手困難と思われ、アーチ梁を含めると相当費用がかかるだろうとのことでした。

2. 撤去の場合

アーチ部分（アーチ梁とルーバー）の撤去と桁の鉄板補強工事で金額は124万円。鉄板補強してもいずれは交換工事が必要との見解で、柱撤去に変更してもそれほど金額は変わらないとのこと（写真の四角枠内が撤去対象の部分）。

この部分は、単に自治会館外構のデザインを目的とした部分ですので、撤去によって建物本体の耐震強度へ影響を与えるものではありません。



いずれの場合も八王子市から工事費用の半額が助成されますが、来年度の助成額上限は137万円までなので、交換工事の場合はアーチ梁を含めると半額に満たないこともあります。

自治会の将来支出の大部分は自治会館の修繕費用であり、劣化と修繕を繰り返すよりも、アーチ部分とその支柱を撤去し、支出を抑えるのが最善と思われます。ただし、これは自治会館の外観が変わる工事になるため、2026 年度通常総会の議案として自治会員の皆様に審議していただきます。



現在の自治会館



撤去後の自治会館（予想図）

会則の条番号と付則の書式の整理について

八王子市役所協働推進課より、会則の条文について修正をしたほうがよいと指摘された箇所があります。

1. 以下のように「第30条2項」と「第30条の2」があると「第30条の2」が2つあるようでおかしい。このような「第XX条の2」という記述がいくつかある。

(役員会の招集)

第30条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、監事または役員・・・・・・・・

3 役員会を招集するときは・・・・・・・・

(役員会の議長)

第30条の2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 「付則」で一つの章にするのはおかしい。

第8章 付則

(施行日)

第38条 この会則は、平成14年3月24日から施行する。

3. 以下のように条番号を次々と追加しなくても、カッコ書きなど一般的な表現方法で追加していけばよい。

(施行日)

第43条 この会則は、平成14年7月7日から施行する。

第44条 この会則は、平成14年11月10日以後の・・・

第45条 この会則は、平成19年5月6日以降の・・・

第46条 この会則は、平成24年4月22日以降の・・・

第47条 この会則は、平成25年5月19日以降の・・・

第48条 この会則は、平成26年4月20日以降の・・・

第49条 この会則は、平成27年4月19日以降の・・・

これらはいつか修正したほうが良いと提案されておりますが、後述する会員資格に関する会則改正と併せて改正することを皆様に提案します。なお、この改正は条文の整理だけを行い、会則の趣旨は一切変更していません。

会則の一部改正（1）

会則の条番号と付則の書式を整理するための改正を下記の通り提案いたします。

（1）改正の内容

1. 「第33条の2」を下記の通り改正する。

改正前	改正後
<p>（資産の処分）</p> <p>第 33 条の2 本会の資産で第32条第①号に掲げるもののうち、不動産または別に總會において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、總會において總會員の3分の2以上の議決を要する。但し、八王子市別所1丁目116番地内の集会施設（土地及び建物）は、本会と類似の目的を有する団体に帰属させる以外の処分を行うことはできないものとする。</p>	<p>（資産の処分）</p> <p>第 36 条 本会の資産で第34条第①号に掲げるもののうち、不動産または別に總會において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、總會において總會員の3分の2以上の議決を要する。但し、八王子市別所1丁目116番地内の集会施設（土地及び建物）は、本会と類似の目的を有する団体に帰属させる以外の処分を行うことはできないものとする。</p>

2. 「第8章 付則」を下記の通り改正し、その改正に伴い、「第38条から第49条まで」を削除する。

改正前	改正後
<p>第8章 付 則</p> <p>（施行日）</p> <p>第38条 この会則は、平成14年3月24日から施行する。</p> <p>（会員）</p> <p>第39条 N-CITY東1地区自治会の会員で、エヌ・シティ東自治会の会員になろうとするものは、エヌ・シティ東自治会に新たに入会するものと同等に扱う。</p> <p>（役員、連絡委員の任期）</p> <p>第40条 平成14年3月24日に選出された役員の任期は、平成14年3月24日から平成15年度開催の通常總會までとする。</p> <p>2 連絡委員の任期も同様とする。</p> <p>（予 算）</p> <p>第41条 第34条2項の定めにかかわらず、平成14年度においては予算が總會において議決されるまでは、總會で決定された入会金、</p>	<p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>付則第1条</p> <p>この会則は、令和8年4月19日以後の、八王子市長の認可を受けた日から施行する。</p> <p>（平成14年3月24日制定）</p> <p>（平成14年7月7日施行）</p> <p>（平成14年11月10日改正）</p> <p>（平成19年5月6日改正）</p> <p>（平成24年4月22日改正）</p> <p>（平成25年5月19日改正）</p> <p>（平成26年4月20日改正）</p> <p>（平成27年4月19日改正）</p> <p>（令和 7年4月27日改正）</p> <p>（経過措置）</p> <p>付則第2条</p> <p>1 N-CITY 東1区自治会の会員で、エヌ・シ</p>

会費、賛助会費に基づく収入見込み額および初年度に予想される支出額を考慮して支出をすることができる。

(会計年度)

第42条 平成14年度の会計年度は平成14年3月24日から平成15年3月31日までとする。

(施行日)

第43条 この会則は、平成14年7月7日から施行する。

第44条 この会則は、平成14年11月10日以後の、八王子市長の認可を受けた日から施行する。

第45条 この会則は、平成19年5月6日以降の、八王子市長の認可を受けた日から施行する。

第46条 この会則は、平成24年4月22日以降の、八王子市長の認可を受けた日から施行する。

第47条 この会則は、平成25年5月19日以降の、八王子市長の認可を受けた日から施行する。

第48条 この会則は、平成26年4月20日以降の、八王子市長の認可を受けた日から施行する。

第49条 この会則は、平成27年4月19日以降の、八王子市長の認可を受けた日から施行する。

ティ東自治会の会員になろうとする者は、エヌ・シティ東自治会に新たに入会する者と同等に扱う。

2 平成14年3月24日に選出された役員および連絡委員の任期は、平成14年3月24日から平成15年度開催の通常総会までとする。

3 平成14年度においては、予算が総会において議決されるまでは、総会で決定された入会金、会費、賛助会費に基づく収入見込み額及び初年度に予想される支出額を考慮して支出することができる。

4 平成14年度の会計年度は、平成14年3月24日から平成15年3月31日までとする。

(条番号の整理)

付則第3条

この会則の改正に伴い、条番号を次のとおり整理する。

旧条番号	新条番号
第30条の2	第31条
第31条	第32条
第31条の2	第33条
第32条	第34条
第33条	第35条
第33条の2	第36条
第34条	第37条
第34条の2	第38条
第35条	第39条
第36条	第40条
第37条	第41条
第37条の2	第42条
第37条の3	第43条
第38条から 第49条まで	削除

(2) 改正の趣旨

八王子市から現行会則の条番号付与方法と付則の書式が一般的でないとの指摘を受け、会則の条番号と付則の書式を整理しました。なお、この改正は条文の整理だけを行い、会則の趣旨は一切変更していません。

会員資格に関する会則改正について

前年度の通常総会において会則改正が可決され、高齢などの理由により「会員」から「賛助会員」へ移行し役員免除制度を受けるという内容になりました。

「賛助会員」という名称が、既にある自治会員ではない「賛助会員」と同一であることから、総会ではこの会員名称について議論がいくつかありました。また、市役所協働推進課の意見を確認したところ、別の会員名称にするべきであるとの提言も受けました。

今回の改正では、「賛助会員」は以前の通りに戻し、会員の種類は「会員」と「賛助会員」であり、また「会員」を「普通会員」と「役員免除会員」として構成することを提案しています。

また、前回の会則改正で役員免除制度が2つになったことに関しても、1つに統合する改正も提案しています。以降では、その改正部分が記されています。また、最後の「改正の趣旨」を参考にご検討していただけたらと思います。

会則の一部改正（２）

会員資格に関する会則を整理するための改正を下記の通り提案いたします。

（１）改正の内容

（会員等）会則第5条、（役員を選出）第10条、（総会の構成）第18条、（会員の議決権）第25条、「文書等管理に関する内規」、様式 総務7号を下記の通り改正する。

改正前	改正後
<p>（会員等）</p> <p>第5条 本会の会員の種類は会員、賛助会員とする。以下の条文で会員等というときは会員および賛助会員とする。また単に会員というときは賛助会員を除くものとする。</p> <p>2 会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人のうち、第7条の入会届出書を提出したものであるとする。</p> <p>3 本会の活動に賛同して援助を申し出る法人、団体及び区域に住所を有さない個人は、役員会の承認を経て本会の賛助会員になることができる。</p> <p>4 前項の他、会員は以下各号に掲げる事由により役員に就任することが困難である場合、賛助会員に移行することを申し出ることができる。</p> <p>① 高齢（事業年度初日において80歳以上）</p> <p>② 健康、介護</p> <p>③ 前2号を除くその他やむを得ない事由</p>	<p>（会員等）</p> <p>第5条 本会の会員の種類は<u>普通会員、役員免除会員、賛助会員</u>とする。以下の条文で単に<u>会員</u>というときは<u>賛助会員を除く普通会員および役員免除会員</u>とする。また<u>会員等</u>というときは<u>普通会員、役員免除会員および賛助会員</u>とする。</p> <p>2 会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人のうち、第7条の入会届出書を提出したものであるとする。</p> <p>3 本会の活動に賛同して援助を申し出る法人、団体及び区域に住所を有さない個人は、役員会の承認を経て本会の賛助会員になることができる。</p> <p>4 <u>普通会員は本項各号に掲げる事由により役員に就任することが困難である場合、役員への選任が免除される役員免除会員</u>に移行することを申し出ることができる。</p> <p>① 高齢（概ね80歳以上）</p> <p>② 健康、介護<u>その他やむを得ない事由</u></p> <p>③</p>
<p>（役員を選出）</p> <p>第10条 会員はブロックごとに会員の中から1名の役員候補を選出し、会長に届け出なければならない。</p> <p>2 選出された役員候補は、総会の承認を経て役員に就任する。</p> <p>3 役員が欠けたときは、役員会の議決により、後任の役員を選出することができる。そ</p>	<p>（役員を選出）</p> <p>第10条 会員はブロックごとに会員の中から1名の役員候補を選出し、会長に届け出なければならない。</p> <p>2 選出された役員候補は、総会の承認を経て役員に就任する。</p> <p>3 役員が欠けたときは、役員会の議決により、後任の役員を選出することができる。その</p>

<p>の場合には次の総会で事後承認を得なければならぬ。</p> <p>4 会員は、高齢等（概ね80歳以上、健康、介護、その他やむを得ない事由）の理由により当面の間、役員としての役割を果たしがたい事情がある場合は、ブロックの役員を通して会長あて役員選任免除申請書を提出し、役員会の承認があった場合は役員の選任を免除されることができる。</p>	<p>場合には次の総会で事後承認を得なければならぬ。</p> <p>4 <u>第5条4項の規定による役員免除会員への移行を希望する普通会員は、ブロックの役員を通して会長あて会員資格変更届を提出し、役員会の承認があった場合は役員の選任を免除されることができる。</u></p> <p>5 <u>役員免除会員への移行の判断にあたっては、互助と寛容の精神をもって対応するものとする。</u></p> <p>6 <u>役員免除会員は、ブロックの役員を通して会長あて会員資格変更届を提出することにより、いつでも普通会員に復帰できるものとし、第5条第4項第2号に規定する事由が解消した場合には、普通会員への復帰に努めるものとする。</u></p>												
<p>（総会の構成）</p> <p>第18条 総会は、<u>会員</u>および第5条第4項に規定する賛助会員をもって構成する。</p>	<p>（総会の構成）</p> <p>第18条 総会は、<u>会員</u>をもって構成する。</p>												
<p>（会員の議決権）</p> <p>第25条 会員および第5条第4項に規定する賛助会員は、総会において、各々1個の議決権を有する。</p> <p>2 第5条第3項に規定する賛助会員は、議決権を有しない。</p>	<p>（会員の議決権）</p> <p>第25条 <u>会員</u>は、総会において、各々1個の議決権を有する。</p> <p>2 <u>賛助会員</u>は、議決権を有しない。</p>												
<p>文書等管理に関する内規</p> <p>表 文書等の保存期間と保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="194 1496 778 1574"> <tr> <td>保存期間</td> <td>文書等</td> <td>保存責任者</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>役員選任免除申請書</td> <td>総務</td> </tr> </table>	保存期間	文書等	保存責任者	5年	役員選任免除申請書	総務	<p>文書等管理に関する内規</p> <p>表 文書等の保存期間と保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="798 1496 1412 1574"> <tr> <td>保存期間</td> <td>文書等</td> <td>保存責任者</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td><u>会員資格変更届</u></td> <td>総務</td> </tr> </table>	保存期間	文書等	保存責任者	5年	<u>会員資格変更届</u>	総務
保存期間	文書等	保存責任者											
5年	役員選任免除申請書	総務											
保存期間	文書等	保存責任者											
5年	<u>会員資格変更届</u>	総務											
<p>各種様式</p> <table border="1" data-bbox="194 1641 778 1720"> <tr> <td>区分</td> <td>番号</td> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>総務</td> <td>7号</td> <td>役員選任免除申請書</td> </tr> </table>	区分	番号	名称	総務	7号	役員選任免除申請書	<p>各種様式</p> <table border="1" data-bbox="798 1641 1412 1720"> <tr> <td>区分</td> <td>番号</td> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>総務</td> <td>7号</td> <td><u>会員資格変更届</u></td> </tr> </table>	区分	番号	名称	総務	7号	<u>会員資格変更届</u>
区分	番号	名称											
総務	7号	役員選任免除申請書											
区分	番号	名称											
総務	7号	<u>会員資格変更届</u>											

改正前

エヌ・シティ東自治会会長殿

(様式 総務7号)

役員選任免除申請書

私は、下記の通り役員としての任務を果たしがたい事情があり、役員選任免除を申請いたします。

届出日	平成	年	月	日
ブロック番号				
住所	八王子市 別所 1 — —			
ふりがな				印
代表者氏名				
電話番号	(042) — —			

役員としての任務を果たしがたい事情

.....

.....

.....

.....

.....

承認理由

.....

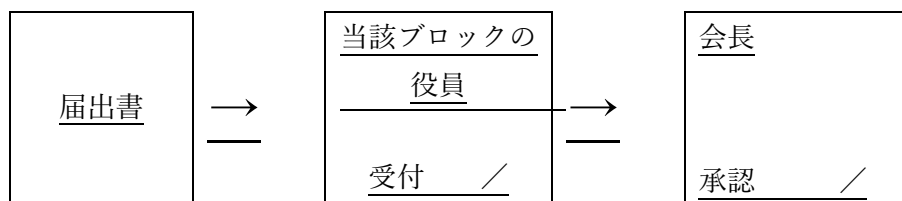
.....

.....

.....

.....

役員選任免除申請書の提出ルート



「受付」の欄には受け付けた月/日を記入

改正後

エヌ・シティ東自治会会長殿

(様式 総務7号)

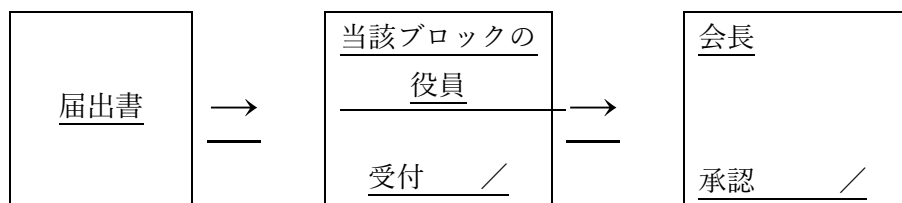
会員資格変更届

私は、下記理由により、会員資格を変更したく、会員資格変更届を提出いたします。

届出日	年	月	日
ブロック番号			
住所	八王子市 別所 1 — —		
ふりがな			印
代表者氏名			
電話番号			

変更前 該当する資格を○で囲む	普通会員	役員免除会員
変更後 該当する資格を○で囲む	普通会員	役員免除会員
変更の理由		
承認または却下の理由		

会員資格変更届の提出ルート



「受付」の欄には受け付けた月/日を記入

(2) 改正の趣旨

令和7年度の会則改正により、従来の賛助会員（第5条第3項）に加えて、高齢等の理由により役員への選任が免除される賛助会員（第5条第4項）が設けられました。しかし、地区内に居住し議決権がある賛助会員（第5条第4項）と地区外に居住し議決権のない賛助会員（第5条第3項）とを同一名称で一括りにするのは好ましくないと八王子市からも指摘を受けましたので、今回の改正で会員の資格名称を整理するとともに、従来不明確であった第5条第4項に規定する賛助会員と第10条第4項に規定する役員選任免除制度との関係性も明確にいたしました。

具体的には、第5条1項を改正することにより、会員を、普通会員と役員免除会員（旧賛助会員（第5条第4項））と賛助会員（旧賛助会員（第5条第3項））の3本立てといたしました。また、第5条第4項において、普通会員から役員免除会員への移行要件とその効果を規定し、第10条第4項において、普通会員から役員免除会員への移行手続を規定する構成にすることにより、第5条第4項と第10条第4項との関係性も明確にいたしました。第5条第4項を整理するにあたり、第3号の内容を第2号に組み込み、条文の簡略化を図りました。

なお、第15条（連絡委員の選出）は改正しておりませんので、会則上は、役員免除会員であっても、連絡委員になることが可能です。役員免除会員が連絡委員への選任も免除されるかどうかについては、ブロックごとの判断に委ねたいと思います。

また、新たに第10条第6項を設けることにより、健康、介護等の理由からやむを得ず役員免除会員に移行した会員の方にも、役員免除理由が解消した場合には、普通会員に戻っていただける手続を明確にいたしました。それに伴い、旧役員選任免除申請書（様式総務7号）を会員資格変更届に改めることにより（第10条第4項、第6項）、普通会員と役員免除会員との双方向の移行手続を簡潔化いたしました。なお、第10条第6項の前段は、高齢を理由とする役員免除会員も含めてすべての役員免除会員の普通会員への復帰を可能とするものであり、後段は、特に高齢以外の理由による役員免除会員の普通会員への復帰を促すものです。

自治会員の高齢化や減少など、私たちの自治会活動を維持していくための環境が厳しさを増す中、今後も自治会活動を継続可能なものにしていくためには、自治会員同士がお互いの立場を尊重し、お互いに寄り添うことが重要であると存じます。その趣意を明文化するために、第10条第5項を設けさせていただきました。例えば、役員免除会員への会員資格変更届が提出された場合には、寛容の精神をもって、その会員の立場を理解した上で、そのブロックに留まらず自治会全体の問題として役員会で議論できる環境を整えば良いと考えています。一方、安易な理由での役員免除会員への会員資格変更については、互助の精神に鑑みて、自制していただくことを希望しております。

その他、今回の改正に伴う細かな規定の整備を行いました（第18条、第25条）。

以上